

が い こ く じ ん じ ゅ う み ん

外国人住民のための

ほ う り つ そ う だ ん

法律相談

日本の生活で困っているかた、日本の法律が分からず、悩んでいるかた、トラブルを抱えているかたはいませんか？

月に1回、無料で弁護士による法律相談を実施します。

～相談内容～

こんなことを
相談できます。

**在留資格の更新・変更の手続き、結婚・離婚に関する問題、
財産分与・相続に関する問題、労働契約・給与に関する問題など**

日 時： 相談には、事前の予約が必要です。
1日3回 13:00～/14:00～/15:00～
相談時間1回50分 相談は初回の方に限ります。

2025年	4月12日	5月10日	6月14日
	7月12日	8月9日	9月13日
	10月11日	11月8日	12月20日
2026年	1月10日	2月21日	3月14日

場 所： かわぐち市民パートナーズステーション
(川口市川口1-1-1 キュポ・ラ本館棟M4階)

対応言語： 日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語

対 象： 川口市在住、在学、在勤の外国人住民

申 込 み： 事前の予約が必要です。

前日の17時までに電話か窓口で予約してください。

川口市市民生活部協働推進課多文化共生係

TEL：048-227-7607

(火曜日～土曜日 9時00分～17時00分)

